

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(岐阜市所管の施設等を除く。)

} 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

障害者支援施設等の「災害時情報共有システム」の5か年
訓練計画の見直し及び登録促進について（依頼）

平素より、県の福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「障害者支援施設等災害時情報共有システム」（以下「災害時情報共有システム」という。）の運用に当たっては、令和5年度から令和9年度にかけて5か年の訓練計画を実施することとし、各年度における訓練対象市町村をご案内しておりました。

厚生労働省から送付された別添事務連絡のとおり、この間に発生した災害等を踏まえ、全ての対象施設等がより早期にシステムを利用可能となるよう、訓練計画を見直し、令和7年度までの3か年で完了するよう進めることとなりました（別紙「災害時情報共有システム5か年改め3か年計画（岐阜県）」参照）。

なお、具体的な訓練日については、別途御案内を予定しております。

この災害時情報共有システムは、災害発生時における指定障害福祉サービス施設、事業所（以下「施設、事業所」という。）の被害状況等を国・自治体が迅速に把握・共有し、被災した施設、事業所への迅速かつ適切な支援（停電施設への電源車の手配等）につなげることを目的としていますが、その前提として、全ての施設、事業所の情報がシステムに登録されていることが必要となります。

ついては、施設、事業所の情報の登録について、下記により速やかにご対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 既に登録いただいている施設、事業所

既に登録いただいている施設、事業所については、登録情報をご確認いただき必要に応じて情報を更新ください。なお、災害時緊急連絡先①、②（携帯電話番号、メールアドレス）、非常用自家発電の有無については、施設、事業所から更新申請を行い、当県が承認することで施設情報の更新を行うことも可能です。

災害時情報共有システムの更新申請：<https://www.wam.go.jp/s-saigai/DIS050100E00.do>

2. 新たに登録いただく施設、事業所（未登録）

（1）「障害福祉サービス等情報公表システム」（以下「情報公表システム」という。）への登録

災害時情報共有システムに登録する対象施設の情報については、現在 WAM NET で公開している情報公表システムを用いて基本情報を連携します。各事業者様におかれましては、岐阜県障害福祉サービス等情報公表制度実施要綱に基づき、公表事項に係る内容を更新のうえ、ご報告くださいますようお願いいたします。

なお、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により、情報公表システムでの報告ができてい

ない事業所においては、「情報公表未報告減算」の適用に加え、指定更新時に確認できない場合は、指定更新ができませんので、ご注意ください。

※参考 ○岐阜県ホームページ

トップページ > 分類でさがす > 子ども・女性・医療・福祉 > 障がい者 > 法令・計画等
> 指定事業者の皆さまへ R6 > 通知等
> 71. 令和6年度岐阜県障害福祉サービス等情報公表制度への対応について（R6年7月1日）
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/358458.html>

（2）災害時情報共有システムの登録に必要な情報の報告

上記（1）情報公表システムに登録されていない一部の情報については、新たに登録が必要となります。当該情報の登録については、施設、事務所から報告された情報に基づき、当課で登録に係る作業を行います。

については、電子申請フォームに必要事項を入力いただきますようお願いいたします。

電子申請フォーム：<https://logoform.jp/form/T8mB/912374>

<QRコード>



※これまでは施設、事務所が所在する市町村に必要な情報を報告いただいておりますが、今後は、事業者から県へ災害時情報共有システムの登録に必要な情報を報告するよう変更いたしましたので、ご対応をお願いいたします。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	若 原	担 当	島 田
電 話	058-272-1111 内 3491		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		